○農林水産省告示第二千七百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市川俣字湯元五九一の一三〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　国立公園事業用地とするため

○農林水産省告示第二千七百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市土呂部字木ノコ峰一七一の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市土呂部字木ノコ峰一七一の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町上八川上分字井ノ上一二五三三の二、一二五三六の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千七百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県大分市大字佐賀関字小黒四六五二の五

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千七百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県大分市大字佐賀関字小黒四六五二の一（次の図に示す部分に限る。）、四六五二の三、四六五二の四

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び大分市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県中津市耶馬溪町大字山移字向山二九九八の一・二九九八の二・三〇〇〇・三〇〇一の一・三〇〇一の二・字大谷川添三〇〇二の二・三〇〇五の一・字下畑上三〇〇六の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県香美市香北町永瀬字ミコノイシ一二三一の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千七百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県北佐久郡立科町大字芦田八ケ野字詰久保一四八〇の三、字樽ケ沢一四八四の四、一四八七の四、一四八九の二、一四八九の三、一四九九の一一、一四九九の一三、一四九九の一六、一四九九の一七、一五〇〇の四、字割橋一五〇一の四、字白樺台一七五〇の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千七百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県西牟婁郡すさみ町和深川字北添六五二の四・六六七の二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及びすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県東筑摩郡生坂村大字東広津一四四一八の二（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千七百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字頃藤字三郎塚五九六二の一一、大字大沢字芝山一三五二の七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千七百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県田辺市新庄町字東橋谷二七四の七六・二七四の七七（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字稲妻八八五の五（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）